

# 市町村職員等派遣研修助成金交付要綱

## 第1 目的

公益財団法人和歌山県市町村振興協会（以下「この法人」という。）は、市町村職員等の専門的、実務的資質の向上や国際化対応能力などの育成を図り、もって地域社会の発展に寄与するため、次に掲げる研修機関が実施する研修へ派遣する市町村、一部事務組合、その他この法人が認める団体（以下「市町村等」という。）に対して、予算の範囲内で助成金を交付するものである。

## 第2 研修機関

研修機関は次のとおりとする。

- (1) 市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）
- (2) 全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）
- (3) 全国建設研修センター
- (4) その他理事長が特に必要と認めた研修機関等

## 第3 助成金額

助成は次のとおりとし、助成金額は1人当たり50,000円以内とする。

- (1) 市町村職員中央研修所受講にかかる助成金額は、市町村職員中央研修所に納付する研修受講経費とする。
- (2) 全国市町村国際文化研修所受講にかかる助成金額は、全国市町村国際文化研修所に納付する研修受講経費とする。（ただし、受講経費に含まれている海外研修費については、特別地方交付税による財源措置がなされる場合、これを助成の対象から除外する。）
- (3) 全国建設研修センター受講にかかる助成金額は、全国建設研修センターに納付する研修会費とする。
- (4) その他理事長が特に必要と認めた研修機関等の受講にかかる助成金額は、当該研修機関に納付する研修受講料とし、助成の対象年度及び対象科目は理事長が決定する。

## 第4 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする市町村等は、当該年度分を毎年2月末日までに、一括して助成金交付申請書（様式第1号）により理事長に申請するものとする。

## 第5 交付の決定

理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の適否及びその額を決定し、市町村等に交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

## 第6 助成金の交付

助成金の交付については、市町村等からの申請に基づき、一括して毎年3月末日までに交付する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、公益財団法人和歌山県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(様式第1号)

第 年 月 日 号

公益財団法人和歌山県市町村振興協会  
理事長 様

団体名  
代表者名 印

年度市町村職員等派遣研修助成金交付申請書

次のとおり研修助成金の交付について申請いたします。

記

1 助成金申請額 金 円

研修機関名 研修科目	研修期間	受講者職・氏名	受講経費	助成申請額
				円
				円
				円
				円
				円

	研修機関名	受講者数	助成申請額
内 訳	市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)	人	円
	全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)	人	円
	全国建設研修センター	人	円
	その他( )	人	円
	合計	人	円

2 助成金の振込先

金融機関名	口座名(フリガナ)	口座番号等 普通 当座 別段

3 担当者連絡先

担当課等	職・氏名	電話番号

原則、修了証書等を添付願います。

(様式第2号)

(公財)和振第 号  
年 月 日

様

公益財団法人 和歌山県市町村振興協会  
理事長

年度市町村職員等派遣研修助成金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった派遣研修助成金について、次のとおり交付することに決定しましたので、通知いたします。

なお、助成金は、年 月 日に指定の金融機関に振り込みいたします。

記

助成金の確定額

研修機関名	件数	助成金額
市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)		円
全国市町村国際文化研修所(国際文化アカデミー)		円
全国建設研修センター		円
その他( )		円
合 計		円